福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱　新旧対象表

## 新（改正後）

第１条～第１６条（略）

附則

（略）

附則

この要綱は、令和３年９月２１日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。

別表１

（１）　医療関連事業

| 事　業　名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 県内定着のための普及・啓発事業 | 実習指導者として配置されている職員のうち、実習指導者講習会受講者の割合が、50％以下となっている県内の中小規模（200床未満）の病院等 | 【看護学生実習受入促進事業】<br>県内養成所の看護学生に、より良い実習環境を提供することで県内の医療機関への就業・定着を図るため、実習指導者養成に係る次の経費を支援する。<br>実習指導者養成講習会受講に必要な経費<br>(1)受講料<br>(2)旅費<br>(3)代替職員の賃金<br>ただし、１施設につき１名分のみを対象とする。 | (1)について<br>35,000円<br><br>(2)について<br>200,000円<br>※補助事業者の定める旅費の支給に関する規定により計算された額と比較して少ない方の額<br><br>(3)について<br>332,400円<br>※日額 8,310 円に勤務日数を乗じて得た数 | 10/10以内 |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

## 旧（現行）

第１条～第１６条（略）

附則

（略）

別表１

（１）　医療関連事業

| 事　業　名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 県内定着のための普及・啓発事業 | 実習指導者として配置されている職員のうち、実習指導者講習会受講者の割合が、50％以下となっている県内の中小規模（200床未満）の病院等 | 【看護学生実習受入促進事業】<br>県内養成所の看護学生に、より良い実習環境を提供することで県内の医療機関への就業・定着を図るため、実習指導者養成に係る次の経費を支援する。<br>実習指導者養成講習会受講に必要な経費<br>(1)受講料<br>(2)旅費<br>(3)代替職員の賃金<br>ただし、１施設につき１名分のみを対象とする。 | (1)について<br>35,000円<br><br>(2)について<br>200,000円<br>※補助事業者の定める旅費の支給に関する規定により計算された額と比較して少ない方の額<br><br>(3)について<br>300,400円<br>※日額 7,810 円に勤務日数を乗じて得た数 | 10/10以内 |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱　新旧対象表

| 新（改正後） | | | | | 旧（現行） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 医業承継診療所施設設備整備支援事業 | 医業承継バンクにより承継され開業する診療所 | 医業承継バンクによりマッチングされ、「初期救急医療」、「在宅医療」及び「公衆衛生（産業医・校医）」の確保に寄与し、新規開業する診療所の施設・設備整備に係る費用を補助する。医業承継の日（建物売買契約の日など）から1年以内に実施されるものを対象とする。<br><br>１　施設の改装にかかる費用等<br>２　医療機器の購入にかかる費用等<br>３　その他医業の承継にかかる費用<br>※詳細については別に定める。<br><br>なお、補助決定後５年を経過する前に当該診療所が閉院となった場合は、補助金の返還を求める場合がある。 | 40,000千円 | 1/2<br>以内 | 医業承継診療所施設設備整備支援事業 | 医業承継バンクにより承継され開業する診療所 | 医業承継バンクによりマッチングされ、新規開業する診療所の施設・設備整備に係る費用を補助する。医業承継の日（建物売買契約の日など）から1年以内に実施されるものを対象とする。<br><br>１　施設の改装にかかる費用等<br>２　医療機器の購入にかかる費用等<br>３　その他医業の承継にかかる費用<br>※詳細については別に定める。<br><br>なお、補助決定後５年を経過する前に当該診療所が閉院となった場合は、補助金の返還を求める場合がある。 | 40,000千円 | 1/2<br>以内 |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 特定行為研修推進事業<br>（研修受講促進） | 医療機関、介護保険施設、訪問看護ステーション等 | 看護師の特定行為研修の受講に必要な以下の経費<br>(1)受講料<br>(2)旅費及び宿泊費<br>(3)代替職員の人件費（訪問看護ステーションに限る） | (1)について415千円/人<br>(2)について 85千円/人<br>(3)について<br>700千円/事業所 | 10/10<br>以内 | 特定行為研修推進事業 | 医療機関、介護保険施設、訪問看護ステーション等 | 看護師の特定行為研修の受講に必要な以下の経費<br>(1)受講料<br>(2)旅費及び宿泊費<br>(3)代替職員の人件費（訪問看護ステーションに限る） | (1)について415千円/人<br>(2)について 85千円/人<br>(3)について<br>700千円/事業所 | 10/10<br>以内 |
| 特定行為研修推進事業<br>（指定研修機関研修実施経費支援） | 特定行為指定研修機関 | 指定研修機関が研修を継続実施するために必要な以下の経費<br><br>(1)研修実施に必要な機器・備品等整備費（シミュレーター等）<br><br>(2)e ラーニング継続実施のために必要となる委託料、契約料、使用料 | (1)について<br>1,000千円/機関<br>（ただし、自施設以外の看護職を受け入れて実施する場合、10人未満の受入で300千円、10人以上の受入で500千円を加算する）<br><br>(2)について<br>以下の①～③により算出した合計額<br>①基本経費<br>100千円/機関 | (1)について1/2以内<br><br>(2)について10/10以内 | | | | | |

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱　新旧対象表

| 新（改正後） | | | | | 旧（現行） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | ②共通科目経費<br>受講者 10 人未満<br>240 千円/機関<br>受講者 10 人以上<br>20 人未満<br>360 千円/機関<br>受講者 20 人以上<br>420 千円/機関<br>③区分別科目経費<br>60 千円/区分 | | | | | | |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| リハビリテーション機器活用人材育成事業 | （一社）福島県理学療法士会及び（一社）福島県作業療法士会 | リハビリテーション従事者の資質向上を図るため、リハビリテーション機器に対する理解を深めるための研修会等に必要な次の経費。<br><br>(1)研修会等に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 | (1)500 千円 | 2/3<br>以内 | リハビリテーション機器活用人材育成事業 | （一社）福島県理学療法士会 | リハビリテーション従事者の資質向上を図るため、リハビリテーション機器に対する理解を深めるための研修会等に必要な次の経費。<br><br>(1)研修会等に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 | (1)500 千円 | 2/3<br>以内 |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| 地域医療提供体制強化事業 | 医療機関 | 二次医療圏の医療提供体制の維持・強化を図るため、医療機能の向上に資する医療機関の施設、設備整備するために必要な次の経費<br><br>(1)小児医療を担う施設(※1)が必要な医療機器を整備するために必要な備品購入費等 | (1)について<br>10,000 千円<br><br>(2)について<br>施設　5,040 千円<br>設備　3,811 千円 | 1/3<br>以内 | 地域医療提供体制強化事業 | 医療機関（ただし、浜通りの医療機関を除く。） | 二次医療圏の医療提供体制の維持・強化を図るため、医療機能の向上に資する医療機関の施設、設備整備するために必要な次の経費<br><br>(1)小児医療を担う施設(※1)が必要な医療機器を整備するために必要な備品購入費等 | (1)について<br>10,000 千円<br><br>(2)について<br>施設　5,040 千円<br>設備　3,811 千円 | 1/3<br>以内 |

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱　新旧対象表

## 新（改正後）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | (2)院内助産所または助産師外来を有する、もしくはこれらの新規開設を予定する医療機関(※2)に必要な工事請負費（増改築、改修等）及び備品購入費等 | | |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

(※1)民間病院を除く(※2)浜通りの医療機関を除く。

（２）介護施設等の整備に関する事業

| 事業名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

（３）介護人材確保対策事業

| 事業名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

## 旧（現行）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | (2)院内助産所または助産師外来を有する、もしくはこれらの新規開設を予定する医療機関＿＿＿に必要な工事請負費（増改築、改修等）及び備品購入費等 | | |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

(※1)民間病院を除く。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）介護施設等の整備に関する事業

| 事業名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

（３）介護人材確保対策事業

| 事業名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
|---|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） | （略） |

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱　新旧対象表

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|---|

別表２

| 事　業　名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助率 |
|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| | | | |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |

別表２

| 事　業　名 | 事業者等名 | 補助対象経費 | 補助率 |
|---|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 歯科医療従事者の人材確保支援事業 | 県歯科医師会 | 歯科衛生士等の人材確保支援体制の強化のため、インターネットを通じた求人・求職システムの整備に必要な委託料等 | 10/10 以内 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |